



税金

市税の種類

問 課税課

市税には、市民税(個人・法人)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税があります。

税は、社会福祉、ごみやし尿の処理、学校教育、病気や公害の予防、道路や下水道、市営住宅の整備・建設など皆さんが快適で豊かな市民生活が送れる、よりよいまちづくりのために使われています。

市・府民税

問 課税課

個人の手・府民税

市・府民税は一定額を負担する均等割と所得に応じて負担する所得割からなっています。

市民税は府民税とあわせて課税計算して、納付していただきます。

市・府民税を納める人(納税義務者)

- 1月1日現在、松原市内に住んでいる人で、前年中に所得があった人。
- 松原市外に住んでいて、松原市内に事務所・事業所または屋敷がある人。

上記のいずれかに該当する人であっても所得等の状況によっては、非課税となる場合があります。

市・府民税の申告

申告期間は、毎年2月16日から3月15日までです(末日が土・日・祝日の場合は翌日)。

申告が必要な人

税務署に所得税の確定申告書の提出を必要としない人の内

- 営業、農業の収入がある人。
- 家賃、地代などの不動産収入のある人。
- 公的年金の収入のある人で各種控除を受けようとする人。
- 給与収入があり、事業所から松原市に給与支払報告書が提出されていない人。
- 雑損控除、医療費控除、寄附金控除(ワンストップ特例適用者は除く)などの各種控除を受けようとする人。
- 無収入の人、非課税所得(遺族年金など)の人であっても、非課税証明などの必要な人や国民健康保険料の算定などに必要な人。
- 給与所得者で、それ以外の所得が20万円以下の人(所得税の申告は必要ありませんが、市・府民税の申告は必要です)。など

申告の必要がない人

- 収入が給与だけの人で勤務先から松原市に給与支払報告書が提出されている人。
- 税務署で所得税の確定申告書を提出する人。など

法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人に対して課されるもので、所得に関わらず課税される均等割と国税の法人税額に応じて課税される法人税割があります。それぞれの法人が定める事業年度終了後2カ月以内に法人が自ら税額を計算して納める方法(申告納付)によって納めます。

なお、松原市とほかの市町村に事業所などを設けている法人は、各市町村ごとの従業者数で按分して法人税割額を納めることになります。

税金を納めなければならない法人など

法人市民税の納税義務者には、4つの種類があります。その要件に応じて均等割・法人税割の負担する関係は次のとおりです。

- 市内に事務所または事業所がある法人…均等割+法人税割
- 市内に事務所や事業所は無いが、寮や宿泊所などがある法人…均等割
- 市内に事務所や事業所がある人格のない社団または財団で収益事業を行っているもの…均等割+法人税割
- 市内に事務所や事業所は無いが、寮や宿泊所などがある人格のない社団または財団で収益事業を行っているもの…均等割

固定資産税・都市計画税 問 課税課

固定資産税

1月1日現在、松原市内に土地、家屋または償却資産を所有している人に課税されます。所有している人とは、登記簿または固定資産課税台帳に所有者として登記、登録されている人をいいます。

申告の必要な人

住宅用地については、固定資産税の軽減措置がとられますので、内容に変更等があった場合は申告が必要となります。

- 住宅を新築・増築されたとき
- 住宅を取り壊されたとき
- 家屋の用途を変更されたとき
- 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月31日までに申告書を提出してください。

固定資産税の縦覧

固定資産税の納税者が土地、家屋課税台帳に登録された価格と同一市町村内の他の土地家屋の価格を比較することができるよう、毎年4月1日から当該年度の最初の納期限まで縦覧することができます。

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者そのほかの政令で定める人の求めに応じ、固定資産課税台帳のうち、これらの人に係る固定資産について記載された部分を閲覧することができます。

ただし、申請時に資格の確認ができる関係書類が必要です。

都市計画税

市街化区域内で固定資産(土地・家屋)を所有している人に課税されます。固定資産税と同時に納めてください。

軽自動車税

問 課税課

毎年4月1日現在、松原市で登録されている原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車、軽自動車の所有者に対し1年度分として課税されます。

軽自動車などを取得した場合、または廃車、売却などで納税義務が消滅した場合は申告しなければなりません。

●平成28年度から以下の税率が適用されます。(今後の法改正等により税率等が変更される場合があります。)

車種		税額	申告場所
原動機付自転車	50cc(0.6kw)以下	2,000円	課税課
	50cc(0.6kw)超 90cc(0.8kw)以下	2,000円	
	90cc(0.8kw)超 125cc(1.0kw)以下	2,400円	
	ミニカー(50cc以下 (0.6kw以下))	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用 (トラクターなど)	2,400円	大阪運輸支局 和泉自動車検査 登録事務所 ☎050-5540-2060
	その他 (フォークリフトなど)	5,900円	
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円	大阪運輸支局 和泉自動車検査 登録事務所 ☎050-5540-2060
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円	

車種	新規初年度検査年月について(各税額)※			申告場所	
	①平成27年 3月31日以前	②平成27年 4月1日以降	③13年が 経過した車両		
軽三輪 (660cc以下)	3,100円	3,900円	4,600円	軽自動車 検査協会 大阪 主管事務所 和泉支所 ☎050- 3816-1842	
軽自動車(660cc以下)	四輪貨物 (営業用)	3,000円	3,800円		4,500円
	四輪貨物 (自家用)	4,000円	5,000円		6,000円
	四輪乗用 (営業用)	5,500円	6,900円		8,200円
	四輪乗用 (自家用)	7,200円	10,800円		12,900円

※①、②のうち、新規初年度検査年月から13年が経過した車両は③の税率が適用されます。

市たばこ税

問 課税課

日本たばこ産業株式会社などが市内の小売業者にたばこを売り渡すときにかかる税金で、たばこの小売価格に含まれています。



税金

入湯税

問 課税課

入湯税は、鉱泉浴場(天然温泉など)における入湯者に対して課税されます。ただし、次に掲げる人については課税されません。

- ①年齢12歳未満の人
- ②共同浴場や一般公衆浴場(銭湯など)に入湯する人

税率

- ①宿泊する人150円 ②宿泊しない人75円

徴収

施設利用時に、利用料金と一緒にお支払いいただきます。

市税の証明

問 課税課

市税の証明の交付は、本人または生計を一にする同居の親族の人が申請する場合、窓口にくられた人の本人確認のできる書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)と手数料をお持ちください。また、生計を一にする同居の親族以外の代理人が申請する場合は、委任状と窓口にくられた人の本人確認のできる書類と手数料をお持ちください。

※1件当たりの手数料

所得証明	300円	公課証明	300円
課税証明	300円	固定資産記載事項証明	300円
非課税証明	300円	住宅用家屋証明	1,300円
評価証明	300円		

市税の納付ほか

問 納税課

納期

市・府民税(普通徴収)

- 第1期 6月1日～30日 第2期 8月1日～31日
- 第3期 10月1日～31日 第4期 12月1日～20日

固定資産税・都市計画税

- 第1期 5月1日～31日 第2期 7月1日～31日
- 第3期 9月1日～30日 第4期 11月1日～30日

軽自動車税(種別割)

5月1日～31日

※納期の末日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、金融機関などの次の営業日になります。

口座振替

松原市市税取扱金融機関やゆうちょ銀行・郵便局の預金口座から自動的に振替納税ができます。取扱税目は、市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)です。

期別振替

各期別ごとに振り替えます。

全期前納振替

年税額を一括して振り替えます。

延滞金

納期限までに市税を完納されなかった場合は、その滞納額(※1)について、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、年14.6%の割合(※2)で延滞金がかかります。ただし、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは、年7.3%の割合(※2)で延滞金がかかります。

※1 延滞金を算定する場合、税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その全額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

※2 令和3年1月1日より、延滞金の割合は、「各年の前年11月30日までに租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合」が年7.3%に満たない場合は、その年の割合(以下、「延滞金特例基準割合」という。)を計算の基として、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは「延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%を上限)」となり、納期限の翌日から1カ月を経過した日以降は「延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合」となります。

平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、延滞金の割合は、「各年の前年12月15日までに租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合」が年7.3%に満たない場合は、その年の割合(以下、「特例基準割合」という。)を計算の基として、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは「特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%を上限)」となり、納期限の翌日から1カ月経過した日以降は「特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合」となります。

(参考)延滞金の割合	年7.3%の割合	年14.6%の割合
平成26年1月1日から平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和 2年12月31日	2.6%	8.9%
令和 3年1月1日から令和 3年12月31日	2.5%	8.8%
令和 4年1月1日から令和 4年12月31日	2.4%	8.7%

納税証明

本人または生計を一にする同居の親族の人が申請する場合は、窓口にくられた人の本人確認のできる書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど)と手数料をお持ちください。生計を一にする同居の親族以外の代理人が申請する場合は、委任状または、代理人選任届が必要です。法人市民税や法人名義の固定資産税などの納税証明申請には代表者印が必要です。

●納税証明…手数料は1年度・1税目につき、300円です。

●軽自動車車検用納税証明…無料

※窓口にくられた人の本人確認のできる書類と車検証または、車検証の写しをお持ちください。